

様式第3号（第8条関係）

小川町防災ハザードマップ作成業務委託

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

プロポーザル方式業者選定委員会委員長

1 業務概要

(1) 業務名

小川町防災ハザードマップ作成業務委託

(2) 業務目的

本業務は、頻発・激甚化する自然災害や令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、住民の命を守る実践的な避難行動に繋がるハザードマップを作成することを目的とする。

具体的には、最新の洪水・土砂・地震の被害想定や土砂災害警戒区域、警戒レベル等の情報を更新・反映させる。さらに、現在2種類あるマップを1冊に統合し、複合的な災害リスクを一元的に確認できる利便性の高い総合的なハザードマップとして整備する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

(4) 業務内容

別紙「小川町防災ハザードマップ作成業務委託 仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおり

(5) 業務提案に係る委託料の見積上限額

6,050,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 業務実施上の条件

業務実施にあたっては、各計画等との整合性の確保と実効性のある計画を策定するため、必要な技術職員の配置と連携を行うことを原則とする。

(7) 業務所管課

防災地域支援課 防災地域支援グループ

(8) その他必要事項

別紙仕様書に基づき行うものとする。

## 2 参加申込書に関する事項

### (1) 参加申込書の作成様式

参加申込にあたっては、次の様式に必要事項を記入し提出すること。

ア 参加申込書（様式第6号）

イ 技術資料（様式第13号）

### (2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年5月21日（木）正午まで

イ 提出場所 〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

防災地域支援課 防災地域支援グループ 防災安全担当

電話 0493-72-1221（内線351）

ウ 提出方法 持参もしくは郵送（提出期限内必着）

### (3) 参加申込の資格要件

参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

また、契約締結までには参加要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 令和7・8年度小川町競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量または物品関係・その他）に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

ウ 小川町指名停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）に基づく入札参加制限を受けていないこと。

エ 小川町個人情報保護法施行条例（令和5年4月1日施行）を遵守すること。

オ 小川町暴力団排除条例（平成24年4月1日施行）に定める暴力団等ではなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生または再生手続き開始の決定を受けているものを除く。

キ 業務実績等に関する要件

地方自治体において、過去5年以内にハザードマップに関する作成業務の受注実績（履行中のものを含む）が1件以上あること。

3 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数

(2) 非選定理由に関する事項

提出した参加申込書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその非選定理由を書面により選定委員会（防災地域支援課）から通知する。

4 企画提案書の作成に関する事項

(1) 企画提案書の作成様式、提出部数

ア 任意の様式による企画提案書（A4判）

正本1部及び副本8部（副本は複写可）

※企画提案書の副本は、会社名のほか、会社が特定できるような表記はしないこと。

イ 上記内容のPDFデータ（CD-RまたはDVD-R）1部

ウ 添付資料として次の資料を提出すること。

- ① 企画提案書提出届（様式1）
- ② 同種業務受注実績調書（様式2）
- ③ 業務の実施体制及び業務実績等調書（様式3）
- ④ 工程計画表（様式任意・業務の始期は8月上旬とする。）
- ⑤ 業務提案見積書（様式4）
- ⑥ 業務提案見積内訳書（様式5）

⑦ 会社概要書（様式任意・A4判）

(2) 記載上の留意事項

ア 様式規格はA4規格のみとする。

イ 文字サイズは、11pt以上とする。

ウ 提出書類は、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号（ページ番号）を付すること。

エ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう配慮し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月1日（月）まで  
9時から16時まで（土曜、日曜日及び祝祭日を除く。）

イ 提出方法

質問書（様式6）に質問事項を記入し、電子メールに添付して防災地域支援課に送信すること。なお、電子メールを送信後、確認のため電話による連絡を行うこと。（E-mail [ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp)）

ウ 質問に対する回答

提出のあった質問事項をとりまとめたうえ、企画提案者全員に対し令和8年6月4日（木）までに電子メールで回答する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年6月24日（水） 正午まで

イ 提出場所 〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

防災地域支援課 防災地域支援グループ 防災安全担当

電話 0493-72-1221（内線351）

ウ 提出方法 持参もしくは郵送（提出期限内必着）

(5) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案書等の提出後、1次審査（書類審査）を行い、令和8年7月中旬に1次審査の得点上位者（3社程度）によるプレゼンテーションを実施する。

ア 1次審査の結果については、書面により、選定委員会（防災地域支援課）から通知する。

- イ プレゼンテーション審査対象者については、審査日程も併せて通知する。
- ウ プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思が無いものとみなす。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価【20点】

評価項目	評価の視点
業務実績 【10点】	業務実績の豊富さ及び業務遂行のために必要な知識や経験を有しているか、過去5年以内に受注した同種又は類似業務の数量や内容等評価する。
業務実施体制 【10点】	本業務に対する理解度、実施方針、実施手順及び工程の妥当性等を評価する。
	本業務遂行のために、必要な知識・経験を有する業務責任者が配置されているかを評価する。

イ 提案内容に対する評価【70点】

評価項目	評価の視点
業務の理解度・資料調整能力 【10点】	本業務の目的を正確に理解し、企画提案書に正しく反映しているか、企画提案書のまとめ方や分かりやすさ等の事務能力を評価する。
取組み姿勢と意欲 【10点】	本業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲がある提案か評価する。
企画提案内容の妥当性・具体性・実現性等 【30点】	企画提案内容が妥当で具体的に示されている場合、その実現性・独創性（アイデア）を評価する。
地域精通度 【10点】	本町の特徴や地域性を踏まえた提案がなされている場合、優位に評価する。
業務費用 【10点】	本業務の内容に対して、業務費用（業務提案見積書）が適切であるか評価する。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点
説得力・表現力 【5点】	本業務に対する意欲や、説明が論理的で分かりやすさ等を評価する。
対話力・協調性 【5点】	冷静な議論を通じた意思疎通のしやすさ、質疑に対する回答の的確さ等を評価する。

(7) 企画提案者の内定方法

小川町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が1次審査及び2次審査（プレゼンテーション）において採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会（防災地域支援課）から通知する。

#### 5 企画提案の内定者に関する事項

防災地域支援課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。その後、防災地域支援課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、内定者と随意契約により契約を締結する。

#### 6 本公表内容についての問い合わせ先

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

防災地域支援課 防災地域支援グループ 防災安全担当

電話 0493-72-1221（内線351）

e-mail [ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa101@town.saitama-ogawa.lg.jp)

#### 7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (3) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の作成等に要する費用は提案者の負担とする。
- (6) 企画提案書に記載した業務責任者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。